

目的や内容で探す

- 仕事を探す
- 相談窓口
- 助成金
- 職業訓練
- 雇用保険の受給
- 労働災害が起きた
- ハラスメント
- 男女均等・女性活躍**
- 育児・介護
- 労働条件・労働契約・解雇
- 働き方改革
- 労働保険料の納付
- 労働者の安全と健康
- 労働者派遣事業・職業紹介事業
- 新型コロナウイルス感染症関連情報

雇用環境・均等関係

法令・制度

- 男女雇用機会均等法について**
- 育児・介護休業法について
- 次世代育成支援対策推進法について
- 女性活躍推進法について
- パートタイム・有期雇用労働法について
- ハラスメントの防止について**

香川 > 各種法令・制度・手続き > 雇用環境・均等関係 > 男女雇用機会均等法について

男女雇用機会均等法について

働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、男女雇用機会均等法が定められています。

★ 男女雇用機会均等法の内容については、**厚生労働省ホームページ**をご覧ください。

☆ [総合ハラスメント防止対策パンフレット（パワハラ・セクハラ・マタハラ）](#)

☆ [総合ハラスメント防止対策周知用ポスター例](#)

ハラスメントの防止について

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました（令和2年6月1日施行）。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、令和4年4月1日からは中小企業にも適用されています。

また、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されています。

詳しくは、こちら【厚生労働省HP】

ハラスメントの被害にあった時は

はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

会社の相談窓口にご相談ください

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。取引先や顧客などからセクシュアルハラスメントを受けた場合も、自分の勤める会社に相談してください。労働組合に相談する方法もあります。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への相談

会社に相談しても対応してもらえなかったらお近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

[PDF](#) (労働者向けハラスメント対策パンフレット) 職場でつらい思いしていませんか？ [PDF形式: 427KB]

For details, please check the links below.
 (多言語版リーフレット) 職場におけるハラスメントは許されない行為です

- [PDF](#) 日本語 [864KB]
- [PDF](#) インドネシア語/Bahasa Indonesia [373KB]
- [PDF](#) カンボジア(クメール)語/ខ្មែរ [393KB]
- [PDF](#) タイ語/ภาษาไทย [340KB]
- [PDF](#) タガログ語/Tagalog [374KB]
- [PDF](#) ネパール語/नेपाली [495KB]
- [PDF](#) ベトナム語/Tiếng Việt [421KB]
- [PDF](#) ミャンマー語/မြန်မာစာ [359KB]
- [PDF](#) モンゴル語/Монгол хэл [293KB]
- [PDF](#) スペイン語/Español [293KB]
- [PDF](#) ポルトガル語/Português [312KB]
- [PDF](#) 英語/English [473KB]
- [PDF](#) 中国語/中文 [347KB]
- [PDF](#) 韓国語/한국어 [366KB]

[PDF](#) List of addresses for inquiries [403KB]

働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ

職場でつらい思い、していませんか？

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇など不利益な取扱いは法律で禁止されています。また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務付けられています（平成29年1月1日から）。

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントでお困りの方は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

▶ 詳しくは、こちらから（「『妊娠したから解雇』は違法です」ページへ）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益な取扱いの禁止は、日本人労働者だけでなく、外国人労働者にももちろん適用されます。多言語でリーフレットを作成しましたので、外国人労働者への制度の周知にご活用ください。

For details, please check the links below.

- [PDF](#) 日本語 [1.0MB]
- [PDF](#) インドネシア語/Bahasa Indonesia [428KB]
- [PDF](#) カンボジア(クメール)語/ខ្មែរ [351KB]
- [PDF](#) タイ語/ภาษาไทย [298KB]
- [PDF](#) タガログ語/Tagalog [438KB]
- [PDF](#) ネパール語/नेपाली [489KB]
- [PDF](#) ベトナム語/Tiếng Việt [690KB]
- [PDF](#) ミャンマー語/မြန်မာစာ
- [PDF](#) モンゴル語/Монгол хэл [350KB]
- [PDF](#) スペイン語/Español [403KB]
- [PDF](#) ポルトガル語/Português [347KB]
- [PDF](#) 英語/English [514KB]
- [PDF](#) 中国語/中文 [340KB]
- [PDF](#) 韓国語/한국어 [364KB]

[PDF](#) List of addresses for inquiries. [403KB]

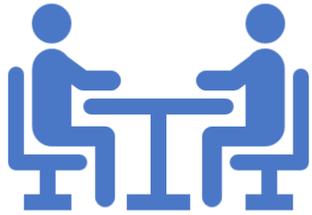
[ページの先頭へ戻る](#)

職場のトラブル解決 サポートします！

資料5-6

<総合労働相談コーナー>

各都道府県労働局、全国の労働基準監督署内などの379か所に設置しております。



総合労働相談コーナーの所在地などの詳細は、右記の二次元コードからご確認ください。



●解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題を対象としています。

●予約不要、ご利用は無料です。

●相談者の方のプライバシーの保護に配慮した相談対応を行っております。いつでもお気軽にご利用ください。

※土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は閉庁しております。

日本語でのやりとりが難しい場合は、通訳を介した相談も可能です。ご希望の場合はお近くの総合労働相談コーナーを訪問いただくか、以下電話番号に直接ご連絡ください。

☎ 0570-00-8609

なお、対応可能な言語は以下の13言語です。

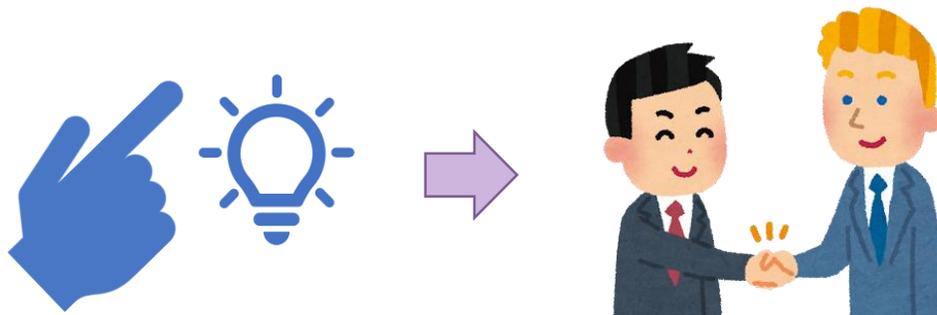
- ・英語/English ・中国語/中文 ・韓国語/한국어 ・ポルトガル語/Português
- ・ベトナム語/Tiếng Việt ・スペイン語/Español
- ・インドネシア語/Bahasa Indonesia ・モンゴル語/Монгол хэл
- ・タイ語/ภาษาไทย ・ネパール語/नेपाली ・ミャンマー語/မြန်မာ
- ・タガログ語/Tagalog ・カンボジア語/ភាសាខ្មែរ

< 個別労働紛争解決制度 >

- 都道府県労働局では、労働相談の他に、助言・指導、あっせんという紛争解決援助制度をご用意しています。すべてご利用は無料です。
- 制度に関するお問い合わせ、お申込みは総合労働相談コーナーでお受けしております。

都道府県労働局長による「助言・指導」

- 紛争当事者の一方又は双方から、民事上の個別労働関係紛争の解決の援助を求める申出があった場合に、都道府県労働局長が、紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度です。
- 法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して、話し合いによる解決を促すものです。



紛争調整委員会による「あっせん」

- あっせん委員が双方の主張の要点を確かめつつ、紛争当事者の一方又は双方に譲歩を求めたり、具体的な解決の方策を打診したりするほか、紛争当事者双方から求められた場合には、具体的なあっせん案を提示することにより、実情に即した紛争の解決を目指します。
- 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便で、費用も一切かかりません。

